

2010年10月15日

消費者庁企画課御中

全国消費者団体連絡会  
東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
電話03-5216-6024  
FAX03-5216-6036  
webmaster@shodanren.gr.jp

### 集団的消費者被害救済制度について

意見1. 早期に「集団的消費者被害救済制度」を創設してください。

#### 【理由】

消費者被害は総額としては多額になりますが、一件一件の被害額は小さく、訴訟によって被害の回復を図ることは困難です。そのため、多くの被害者が泣き寝入りし、結果として加害事業者に不当な利得が残るといった状況が放置されています。消費者トラブルの被害者が何ら救済を受けられないことは、消費者基本法第二条で規定された、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」という消費者の権利を侵すものです。

被害者と加害事業者の関係の多様性、行政指導や行政処分の限界、悪質業者の資産の隠匿や散逸、次々に登場する新手の悪質商法などの現状を踏まえると、一つの制度だけでは被害の回復と救済は不可能です。

消費者庁研究会でとりまとめられた通り、被害を認定しその回復・救済を図るための「集合訴訟」、不当な利得を事業者から吐き出させ、かつ、懲罰的な性格を持つ「行政による経済的不利益賦課」、被害の原状回復に必要な、事業者の財産の隠匿と散逸をふせぐための「財産保全」からなる「集団的消費者被害救済制度」の創設は喫緊の課題です。

消費者の権利を回復し、悪質事業者を社会から退場させて再犯を防止し、公正な市場を実現するために、早期に制度を創設することを求めます。

意見2. 「集合訴訟」制度と併せて、「行政による経済的不利益賦課」制度、「財産保全」制度についても早期にとりまとめてください。

#### 【理由】

今後、「集合訴訟」制度は消費者委員会に検討の場が移されます。消費者庁研究会での検討も「集合訴訟」制度についてはかなりのエネルギーを使い、具体的な内容に踏み込んでまとめられています。

研究会報告をベースに、消費者委員会において早急に「集合訴訟」制度をとりまとめ、2012年通常国会には関連法案を提出することを求めます。

2010年3月閣議決定の『消費者基本計画』施策番号110では、集団的消費者救済制度について、「平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます」としています。「集合訴訟」制度に加えて、「行政による経済的不利益賦課」制度と「財産保全」制度も、悪質な事業者に残る不当利得をはく奪するために必要な制度です。

報告書では、この二つの制度について引き続き消費者庁に研究会を設けて、更に検討を加えると整理されました。消費者基本計画との関係からも、消費者庁での早急かつ具体的な検討開始を求めます。

そして、「犯罪被害者給付金」や「振り込め詐欺防止法による口座凍結」「金融庁による財産保全制度」など、現行の制度や他省庁で先行して実施される制度を参考にしながら、一日も早い制度の具体化を求めます。

意見3. 「集合訴訟」制度の手続追行主体に適格消費者団体を含めてください。

#### 【理由】

消費者庁研究会報告書では、適格消費者団体を手続追行主体に加えるかどうかを引き続きの論点としています。

適格消費者団体は、既に差止請求の実施を通じて消費者被害防止のための活動実績を積み上げており、手続追行主体としての十分な資格を有していると考えます。適格消費者団体が被害拡大防止とともに被害救済においても積極的な役割を果たせるよう、「集合訴訟」制度の手続追行主体に位置づけることを求めます。併せて、適格消費者団体がその役割を十二分に発揮できるよう、情報提供や通知・広告費用負担方法など、適格消費者団体に対する支援策の検討を進めることを求めます。